

相続の役割変化と格差の世代 間継承について

慶應義塾大学
駒村康平

報告構成

- 1. 遺産・相続行動に関する研究の紹介
- 2. 相続制度に関する研究
- 3. 相続の変質と社会保障代替について
- 4. 世代間格差継承の問題

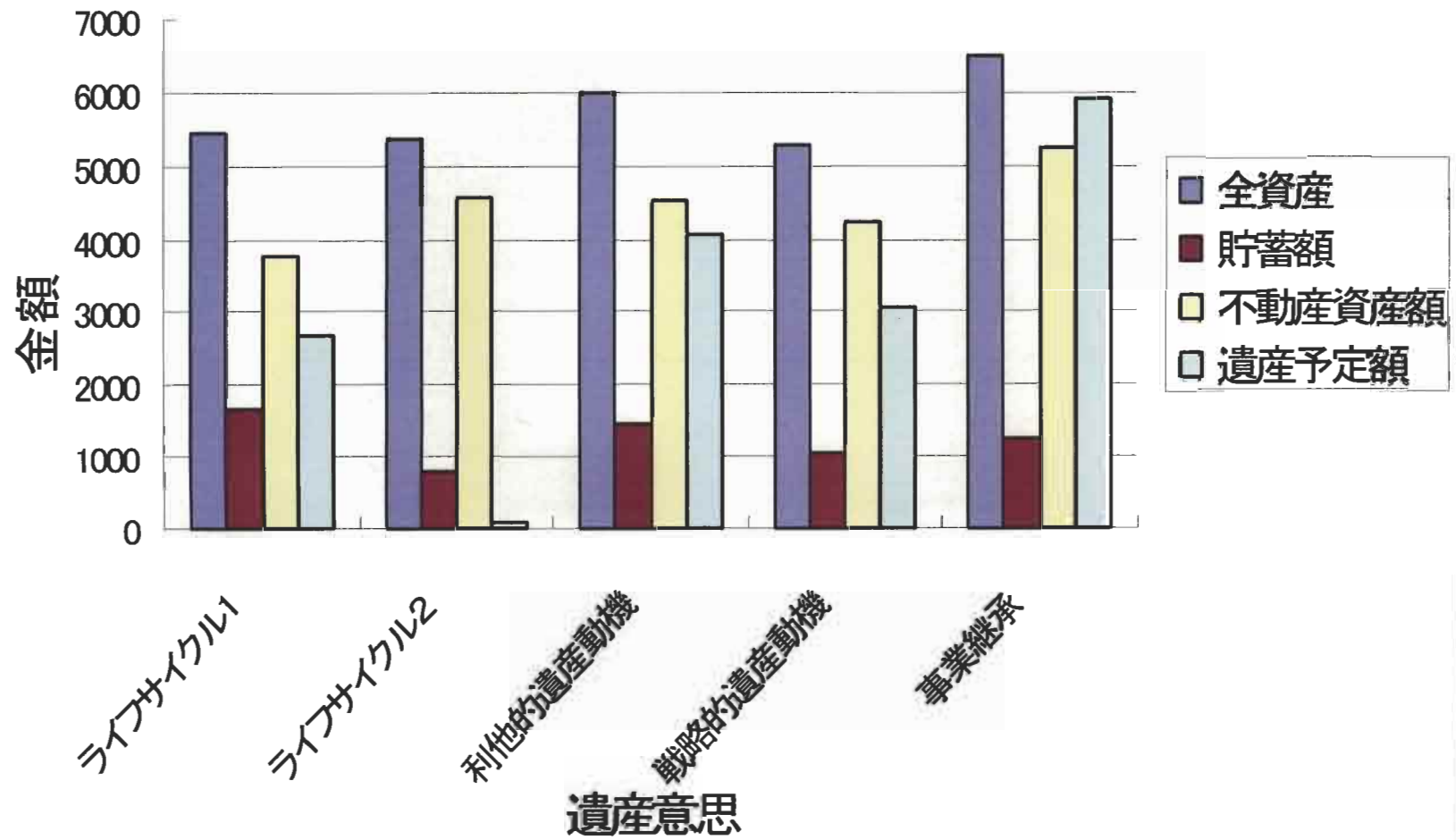
1. 遺産・相続行動に関する研究の紹介

- 遺産行動モデル：配偶者以外に対する遺産行動。5つの意志決定（①残すか、②いくらか、③だれに、④どのように、⑤いつ）
- ①遺産を残すか、②どのくらい残すか
- 利他的動機：子ども幸せが自分の満足
- 利己的動機：交換的遺産動機（扶養・介護・関心との交換）
- 家業・王朝型動機（永久生存動機）：相続人は単なる管理者。
- 偶発的遺産：ライフサイクル貯蓄モデルに基づき、結果としての財産の使い残し（所得の平準化－最適消費行動、長寿保険としてのリバースモーゲージの普及の必要性）

- ③遺産をだれにどのように配分するか(複数の子どもがいるとき)
 - 均分相続: 均等配分
 - 再分配相続: 最も能力の低い、不幸な子どもに配分
 - 交換的相続: 扶養・介護・関心との交換
 - 家業・遺言による使途制約付き: 管理人としての相続人
- ④どのような形で遺産を残すか
 - 不動産資産、金融資産、家業の所有権・経営権、人的資本
- ⑤遺贈をいつ行うか: 遺贈と生前贈与の違い

	ライフ サイクル 型 1	ライフ サイクル 型 2	利他的 遺産動 機	戦略的遺 産動機	事業継 承	遺産分割構 成比
長男	10.82%	10.53%	30.37%	10.09%	25.00%	17.80%
面倒見てく れた子供	19.20%	10.53%	16.49%	48.62%	8.33%	20.78%
均等	52.01%	47.37%	33.77%	25.69%	12.50%	42.19%
事業継承	1.40%	0.00%	3.14%	1.83%	41.67%	2.89%
一人子	13.96%	31.58%	13.87%	12.84%	12.50%	14.09%
所得の少な い子供へ	2.62%	0.00%	2.36%	0.92%	0.00%	2.26%
遺産動機構 成比	51.76%	1.72%	34.51%	9.85%	2.17%	100.00%

所有資産と遺産予定額



2. 相続制度に関する研究

(1) 相続制度の役割の変化

- 産業構造の変化で、相続制度の役割は変化。
- 1) 農業社会：土地、農地の保存（法定相続）。生産組織としての家族（中小企業では相続が家業を左右する）
- 2) 工業化社会・福祉国家前社会：自由遺贈と制限としての遺留分＝扶養義務・生活保障（未成年子ども）としての相続
- 3) 福祉国家社会：社会保障の充実により相続の扶養機能低下（単なる成人子どもの権利へ）。2種類の遺族年金制度（遺族厚生年金：配偶者の年金受給権相続、遺族基礎年金：子どもに対するセーフティネット）
- 4) 長寿社会における福祉国家：子どもの相続時年齢の高齢化（＝子ども扶養機能の低下）
- 親と生存配偶者の老後所得保障としての財産利用と介護（新しい扶養）の場としての家族。相続から親子間契約へ変質。

(2) 資本主義における相続制度

- 相続制度は私的所有権の絶対性から派生するか？（相続制限・相続税は私的所有権を否定するのか）
- 1) 相続（＝財産の所有者が死後自分の財産を処分する制度）の制限
- 一部リバタリアンの意見（市場メカニズムが機能するための所有権は排他的使用権。遺贈、贈与をする権利は関係ない』）。死者は行為者ではなく、自然権の主体になり得ない。相続制度を否定し、相続税を肯定。

- 2) 死人による資産支配: 死後も財産を支配する権利。所有権の時間的範囲とその弊害(市場メカニズムから資源の利用を遠ざける。
- 3) 死亡した人の財産の扱うルール: ルールがないと経済が混乱する。(無主物になる。現行では特別縁故者あるいは国庫へ)
- 4) 先祖が子孫繁栄させる権利
- 5) 子どもが財産を相続する権利: 子どもの生存権・遺留分(子どもの最低保証取り分。親の処分自由権制限)、財産の共同形成・労務・介護の対価(寄与分。嫁の介護に対する扱いは判例)

3. 相続の変質と社会保障代替について

- (1) 日本の相続制度－旧民法と新民法における扶養と相続の関係の変化
- 旧法：家制度に規定された相続（長子相続と家督の強制的交換関係）
- 新法：均等相続
- 1947年の民法改正：家督相続廃止、均分相続へ
- 1980年の民法改正：配偶者相続分の引き上げ。寄与分の導入。遺留分引き上げ。年少者・障害者に対する配慮（未成年扶養強化）

	相続制度	高齢者扶養	家族内世代間資産移転
戦前	家督制度	制度化された私 的扶養	制度化された私 的移転
戦後	自由相続と法 定・均等相続 の混合	社会化された扶 養への移行	自由な私的移転
現状	均分相続	社会化された扶 養の確立	扶養との見返り を加味しながら

(2) 相続財産の役割の変化

- 相続意欲の低下。遺産から資産活用へ
- 1) 交換的遺産動機を発揮させる方法: 遺留分の引き下げ(英米ではない)、寄与分の引き上げ。(遺留分は事業承継の障害に)。
- 2) 純粹ライフサイクルモデルを成立させる方法: 寿命や精神的死亡(判断能力を喪失する)リスクへのヘッジ→リバースモーゲージ、信託
- リバースモーゲージの障害: 長期融資リスク(金利・不動産価格変動、長寿リスク(夫婦連生))、相続権との競合リスク。
- 中央三井信託銀行(65歳から80歳まで。以降の長寿リスクは終身年金保険。1億円以上)、中古住宅流通市場の未整備

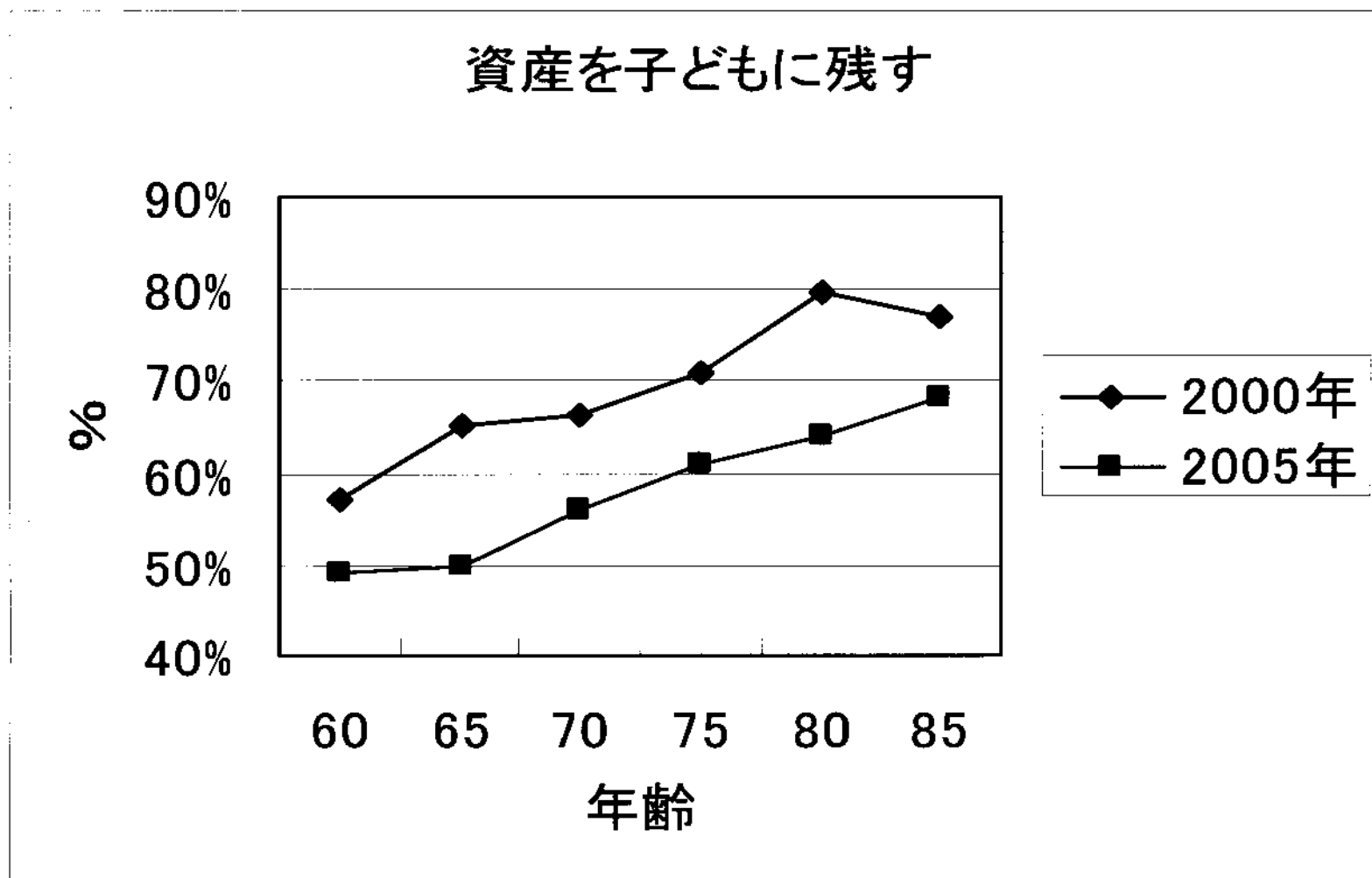
3) 相続の自由を高める方法—信託の拡大

- 信託制度改正による相続をめぐる自由の拡大。パーソナルトラスト・ファミリートラスト)
- 新信託型リバースモーゲージ(老後生活保障信託): 長寿リスクをプールする場合、遺留分が大きいと成立できない。
- 負担付贈与(自分の配偶者の扶養などの条件付き、負担付き)、継続的承継(受益者連続型信託・後継ぎ遺贈型信託。次の相続人を指名。30年ルール信託法91条)

4) 社会保障制度における資産の取扱い

- 国民健康保険料の設定：応能負担に資産評価部分（地方に多い）
- 今後の後期高齢者医療制度、介護保険における保険料・自己負担の資産の扱い。
- 生活保護制度の制限：フローはないが、ストックがある。長期生活支援貸付制度（一種の公的リバースモーゲージ）、要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度
- 諸外国の資産活用の事例

相続意欲の低下



内閣府「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査(2000,2005)」

(3) 福祉国家の財源としての相続税

- 1) 私的な相続・扶養の取引関係から、公的な相続(社会保障目的税としての相続税)・扶養(高齢者社会保障)の取引関係への移行。
- 2) 公的な世代間移転分を取り戻すための相続税(世代間移転の結果、私的に蓄積された資産部分を調整する)

(4) 相続税の効果

- 1) 親世代の行動: 貯蓄・消費行動、就労行動に影響
- 2) 子ども世代の行動: 貯蓄・消費行動、就労行動に影響
- 3) 事業・家業承継に与える影響: 負担軽減や特別配慮の公共政策上の正当性。事業承継の円滑化を図る税制。子ども相続税減免(親の思い、個人資産の担保)と中小企業承継支援は別もの。親族後継者を希望するものは84%。実際には非子ども承継者の増加(58%)。承継の魅力のない企業は後継者はいない。承継者不在の廃業7万件。関連研究としては。
- 承継パフォーマンスに関する分析(親族承継者と非親族承継者のパフォーマンス比較)。非親族による事業承継システムの導入→自分の資産を流動化できる。

4. 格差の継続に関する研究

- (1)遺産(私的世代間移転)の種類
 - 1)実物・金融資産移転:資産格差の継続(資産ジニ係数)少子化のなかで、夫婦で複数回の相続を経験すること。
 - 2)人的資産:教育投資
 - 3)文化的資産:ピエール・ブルデュー「客体化された資本」(書物、楽器、絵画、道具等)、「制度化された資本」(「学歴」、「教育資格」)、「身体化された資本」(ハビトゥス;慣習行動を生み出す諸性向、知識、教養、言語、技能、趣味、感性)文化的再生産
 - 4)交際資産:人的ネットワーク、階級婚・育成地域の環境(ハウジングトラップ)
 - 5)生物的な能力:知能指数、健康

(2) 遺産(私的世代間移転)が格差の 継承につながるか

- 1) 親の所得と子どもの所得の相関
- 子どもの所得に親の恒常所得が与える影響
- 子どもと親の推定時の年齢の違い
- 恒常所得の計算のための期間の違い
- 親の所得階層によって弾力性が異なるのではないか

表 3 親子間の所得弾力性

	低い推計	高い推計
デンマーク	0.13	0.16
ノルウェー	0.15	0.19
フィンランド	0.16	0.21
カナダ	0.16	0.21
スウェーデン	0.23	0.3
ドイツ	0.27	0.35
フランス	0.35	0.45
米国	0.4	0.52
英国	0.43	0.55

2) 実物・金融資産の遺産が資産格差を拡大するか

	本データ	参考：所得再分配調査（所得） 高山・有田(1996)（金融資産、実 物資産）
課税前所得	0.399	0.441（1996年）
金融資産	0.482	0.564（1989年）
実物資産	0.665	0.721（土地）、0.602（住 宅)(1989年)
遺産予定 額	0.680	
税引き後 資産予 定額	0.665	

(3) 格差・貧困の連鎖を止める政策

- 1) 意義、手段
- 完全な調整方法はない。
- 貧困の連鎖は止める必要はある。
- 課税による調整可能なもの(財産の把握、評価方法など工夫。所得税、消費税などとの整合性)
- 2) 租税、機会均等化の視点から
- 政策的に是正可能な世代間格差移転
- 金融資産・実物資産: 相続税での抑制
- 教育機会均等: 教育ローン
- 是正困難な世代間格差移転: 課税により世代間移転の形が変化する場合も
- 事業・家業への扱い